

(別紙1)

酪農経営体生産性向上緊急対策事業（労働負担軽減事業）

第1 事業の内容

本事業の内容は次のとおりとし、補助対象経費及び補助率は別表1から別表3にそれぞれ定めるとおりとする。

1 楽酪応援会議推進事業

楽酪応援会議が、酪農を営む者の実情に応じ、労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に必要な計画の策定や機械装置の選定を行う取組に対し、必要な経費を補助する。

2 機械装置導入事業

労働負担軽減経営体が楽酪応援計画に基づき機械装置を導入する場合、その負担の軽減を図るため、楽酪応援会議又はリース会社に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を助成する取組に対し、必要な経費を補助する。

3 全国推進指導事業

事業実施主体が1及び2の事業の円滑な推進を図るために行う、事業推進会議の開催並びに事業の推進、指導及び調査等の取組に対し、必要な経費を補助する。

第2 事業実施主体

実施要綱別表の事業実施主体の生産局長が別に定める要件は以下に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していること。
- 2 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であること。

第3 機械装置の導入

1 導入方式

第1の2による機械装置の導入に対する助成は、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) リース方式

労働負担軽減経営体が機械装置を借受けにより導入する場合に、当該機械装置の貸付者に対して、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を助成する取組に対し、必要な経費を補助する。

(2) 購入方式

次のいずれかに該当する場合に限り、労働負担軽減経営体が機械装置を購入して導入する取組について、当該機械装置の導入に係る計画を作成した楽酪応援会議に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を助成する取組に対し、必要な経費を補助する。

ア 受益農家が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められる場合

イ その他購入方式を行うことが、楽酪応援計画の達成のために必要であると楽酪応援会議が認める場合

2 対象者

第1の2により機械装置を導入する者は、労働負担軽減経営体として位置付けられた、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 乳用牛又はその育成牛を飼養する者（法人化しているものを除く。）
- (2) 酪農を営む者を含む農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）を含む。）をいう。）とする。
- (3) 株式会社又は持分会社であって、酪農を含む農業を主たる事業として営むもの。
- (4) 事業協同組合、事業協同組合連合会（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）
- (5) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- (6) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (7) 酪農を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次のア及びイの要件のいずれかに適合するもの
 - ア 酪農を営む個人が直接の主たる構成員であること
 - イ 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること
 - (ア) 機械装置の導入を図ることにより楽酪応援計画の達成に資する旨の目的が定められていること
 - (イ) 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続が明らかにされていること
 - (ウ) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
 - (エ) 導入した機械装置の利用法が公平を欠くものでないこと
 - (オ) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること

第4 補助対象機械装置の範囲

- 1 第1の2の事業において補助対象となる機械装置（以下「補助対象機械装置」という。）の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 補助対象機械装置は、一般に市販されているものとし、試験研究のために製造された機械装置については、補助対象としないものとする。
- 3 補助対象機械装置は、原則として新品とする。ただし、楽酪応援会議が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械装置は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上であるものに限るものとする。
- 4 リース方式で導入する場合の補助対象機械装置は、リース事業者がその通常の事業においてリース物件として貸し付けているものとする。

- 5 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業（以下「国庫補助事業等」という。）において補助金等の交付を受けている機械装置は、補助対象機械装置から除外する。

第5 目標年度及び成果目標

実施要綱第5の2の生産局長が別に定める目標年度及び成果目標は、次のとおりとする。

1 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度として設定するものとする。

2 成果目標

楽酪応援会議は、楽酪応援計画に基づく取組により、事業実施年度の翌年度に、労働時間を10%以上低減するとの成果目標を設定するものとする。

第6 事業の実施等

1 事業参加要望

楽酪応援会議は、別記様式第1号により楽酪応援会議推進事業への参加及び楽酪応援会議内の労働負担軽減経営体が楽酪応援計画に基づいて導入しようとする機械装置の要望を取りまとめ、事業実施主体に提出する。この場合、楽酪応援会議は、労働負担軽減経営体ごとに導入を希望する機械装置の規模、数量等について、真に必要性のあるものにつき導入を行うよう取りはからうものとする。

2 事業実施計画の作成等

(1) 楽酪応援会議は、第6の1の事業参加要望の取りまとめに当たり、実施要綱第6の生産局長が別に定める費用対効果の評価を踏まえ、機械装置の導入を希望する労働負担軽減経営体間の優先順位を決定し、その結果（以下「総合評価結果」という。）を取りまとめるものとする。

(2) 楽酪応援会議は、事業参加要望書、総合評価結果及び楽酪応援計画を添えて、別記様式第2号により事業実施計画書を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。

(3) 事業実施主体は、(2)の承認を行うに当たって、(2)により提出のあった事業参加要望書及び総合評価結果を集約の上、全国の労働負担軽減経営体間の優先順位を取りまとめた結果を添えて、別記様式第3号により事業実施計画書を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。

(4) 事業実施主体は、(3)の承認を受ける際に、生産局長と協議の上、配分予定額を決定し、(2)の承認と併せて配分予定額を楽酪応援会議及び第14の事業の推進指導等のため都道府県知事に通知するものとする。

(5) (2)及び(3)で提出のあった事業実施計画に、補助金交付要綱の第11の軽微な変更以外の変更がある場合には、(2)から(4)までに準じて変更の承認を受けるものとする。

3 事業参加申請書の作成・承認

(1) 楽酪応援会議は、2の(4)により通知を受けた配分予定額の範囲内で、総合評価結果で決定した優先順位に基づいて労働負担軽減経営体を選定するものとする。

(2) (1)により選定された労働負担軽減経営体は、購入方式にあっては別記様式第4号の別紙1、リース方式にあっては別記様式第5号の別紙1により

事業参加申請書を作成し、楽酪応援会議に提出するものとする。

楽酪応援会議は、提出のあった事業参加申請書を別記様式第4号及び別記様式第5号により取りまとめ、事業実施主体に申請するものとする。

(3) (2)の後段の申請において購入方式で機械装置を導入する楽酪応援会議は、次の内容について整理し、事業実施主体の確認を得ること。

ア 機械装置の購入を希望する労働負担軽減経営体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書又は融資証明書等により、支払い可能であることが確認されていること。

イ 「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知)に準じて、費用対効果分析が実施され、投資効率等が十分検討された上で、当該機械装置の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれていること。

(4) 事業実施主体は、必要な書類等の確認を行った上で、労働負担軽減経営体ごとに事業参加承認を行い、楽酪応援会議及び都道府県知事に通知する。

4 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を他の団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、生産局長に報告するものとする。

5 機械装置の導入に係る留意事項

(1) 共通

ア 補助対象機械装置の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、飼養規模に即したものとする。

イ 補助対象機械装置の購入先の選定に当たっては、当該機械装置の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

ウ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結する等、常に良好な状態で管理し、補助対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

エ 労働負担軽減経営体が国庫補助事業等により機械装置の導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

オ 補助対象機械装置は法定耐用年数以上利用するものとする。

カ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入するものとする。

キ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助対象機械装置の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

ク 労働負担軽減経営体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定

の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を、楽酪応援会議を経由して事業実施主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、事業実施主体は、必要がある場合は、現地調査を実施、報告事項の確認を行うものとする。

ケ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、楽酪応援会議を経由して、事業実施主体に報告するものとする。

事業実施主体は、当該報告を受けたときは、当該機械装置の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、農林水産大臣に報告するものとする。

なお、事業実施主体が、当該機械装置の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、農林水産大臣に報告を行い、その確認を受けるものとする。

(2) リース方式の場合

ア 貸付期間

補助対象機械装置の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

(ア) 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転する場合

補助対象機械装置の貸付期間は、1年から法定耐用年数までの範囲内（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）で、リース事業者が貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転することを前提に、法定耐用年数以内で法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上のものは法定耐用年数の60%）以上（1年未満の端数は切り捨て）の期間で、労働負担軽減経営体とリース事業者が合意した期間とする。なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、労働負担軽減経営体に所有権が移転された後、労働負担軽減経営体において財産管理台帳を整備し、これを保管するものとする。

(イ) 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を移転しない場合

補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）とする。なお、貸付期間終了後の補助対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めるものとする。また、再リースを行う場合にあっては、補助対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、事業実施主体がリース事業者を指導するものとする。

イ 貸付期間終了後の補助対象機械装置の所有権の移転

リース事業者は、補助対象機械装置について、アに基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額を労働負担軽減経営体との間で、あらかじめ設定していた場合において、当該貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により、労

働負担軽減経営体に当該機械装置の所有権を移転することができる。

ウ 途中解約の禁止

労働負担軽減経営体は、貸付期間中のリース契約を解約できないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として労働負担軽減経営体がリース事業者に支払うものとする。

エ 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税からなるものとする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

(ア) 基本貸付料

基本貸付料は、補助対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

(イ) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、当該機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

オ 契約書類等の提出

(ア) リース事業者は、リース契約の内容に当該機械装置の取得価額と補助金額を明記するものとする。

(イ) 労働負担軽減経営体は、リース事業者とリース契約を締結した場合、速やかにその契約に係る書類の写しを、楽酪応援会議を經由して事業実施主体に提出するものとする。

(3) 購入方式の場合

ア 助成対象は、

(ア) 地震・台風等の災害時の際、家畜の移送作業や在庫飼料の提供等の地域の互助協定に参加する経営

(イ) 酪農従事者の疾病時等の際、当該酪農経営の経営継続のため、飼養管理の補助や育成牛の受け入れ等の地域の互助協定に参加する経営のいずれかに該当する労働負担軽減経営体に限るものとする。

イ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、当該機械装置の導入を行った後、その写しを速やかに楽酪応援会議に提出するものとする。楽酪応援会議は、労働負担軽減経営体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械装置の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 労働負担軽減経営体は、事業により整備した補助対象機械装置について、その処分制限期間内に当初の補助目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分として、当該機械装置を当該

補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）に準じて、楽酪応援会議を経由して、事業実施主体の承認を得なければならない。

この場合において、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の承認を得なければならない。

エ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該機械装置の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、楽酪応援会議を経由して事業実施主体に届け出るものとする。

事業実施主体は、届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、農林水産大臣に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

6 事業の着工等

- (1) 労働負担軽減経営体による本事業の着工は、原則として、事業実施主体から楽酪応援会議に対する交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、楽酪応援会議は、あらかじめ、事業実施主体の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に本事業の着手をする場合については、楽酪応援会議は、事業の内容が明確となつてから、本事業の着手をするものとし、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。
- (3) 事業実施主体は、楽酪応援会議から(1)の交付決定前着手届の提出があった場合は、生産局長にその写しを提出するものとする。

第7 事業実施計画の審査

第6の3の事業参加申請書の承認に当たっての審査基準は、次に掲げるものとする。

- 1 事業内容の妥当性
 - ・ 事業内容が、酪農を営む者の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、地域の酪農の発展に資する取組となっているか。
- 2 事業計画の妥当性、効率性
 - ・ 総合評価に当たり、補助対象機械装置の導入による効果は適切に算定されているか。
 - ・ 手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性があるか。
- 3 事業実施体制の妥当性
 - ・ 楽酪応援会議の組織及び体制が、事業実施のために適切なものとなっているか。

第8 補助対象経費等

- 1 事業実施主体は、本事業に直接必要な経費について、予算の範囲内で、別表1から別表3までに定める補助対象経費及び補助率により、第1の1及び2の事業にあつては事業の実施に要する経費を楽酪応援会議に補助するものとし、第1の3の事業にあつては事業実施主体が行う事業として支出するものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、別表1の補助対象機械装置の区分及び別表3の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
- 3 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。
 - (1) 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業において補助金等の交付を受けている経費
 - (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費
 - (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象計に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額

第9 補助金の交付決定

- 1 楽酪応援会議の交付申請

楽酪応援会議は、本事業の補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第6号により申請書正副2部を事業実施主体に提出するものとする。
また、補助金の変更交付申請を行う場合は、別記様式第7号により、変更申請書正副2部を事業実施主体に提出するものとする。
- 2 補助金の交付決定

事業実施主体は、1の申請の提出があつたときは、審査の上、補助金の交付対象となる楽酪応援会議の事業計画を決定し、楽酪応援会議に補助金の交付決定の通知を行うものとする。
- 3 事業実施主体の交付申請及び交付決定については、補助金交付要綱に定めるところによるものとする。

第10 補助金の請求及び支払

- 1 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の導入が完了した場合は、別記様式第8号により労働負担軽減経営体補助金請求書を作成し、楽酪応援会議に提出するものとする。
- 2 楽酪応援会議は、1により労働負担軽減経営体から補助金請求があつた場合及び自らの事業が完了した場合は、別記様式第9号により楽酪応援会議補助金請求書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

なお、提出に当たっては、1により提出のあつた労働負担軽減経営体補助金

請求書について、審査・検査を行い、補助対象機械装置の導入が計画どおりに行われていることを確認するものとする。

- 3 事業実施主体は、2により楽酪応援会議から補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、補助金を支払うとともに、支払額の通知をするものとする。

なお、機械装置導入事業のうち、リース方式で補助対象機械装置を導入した場合において、補助金の支払先として、楽酪応援会議がリース事業者を指定した場合は、事業実施主体から直接リース会社等へ請求額を支払うことができるものとする。この場合、楽酪応援会議に支払う補助金は、リース事業者へ支払った補助金を除いた額とする。

- 4 3により補助金の支払いを受けた楽酪応援会議は、1により提出のあった補助金を労働負担軽減経営体に支払うとともに、支払額を通知するものとする。
- 5 事業実施主体の補助金の請求及び支払については、補助金交付要綱に定めるところによるものとする。

第11 補助金の返納

1 楽酪応援会議推進事業

事業実施主体は、第10の補助金の支払を受けた者が、補助金の支払いを受けた後に実施要綱等に定める要件を満たさないことが判明した場合には、当該補助金の支払いを受けた者に指示を行い、事業実施主体に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

2 機械装置導入事業

事業実施主体は、楽酪応援会議又はリース事業者から、補助対象機械装置の処分制限期間中、当該機械装置の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、楽酪応援会議又はリース事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) リース契約を解約したとき
- (2) 労働負担軽減経営体が経営を中止したとき
- (3) 導入した当該機械装置が滅失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約に定められた契約内容に明らかに合致しないとき
- (6) 実施要綱等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき

第12 事業実施状況の報告

- 1 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置を導入した場合は、別記様式第10号により、労働負担軽減経営体実施状況報告書を速やかに作成し、楽酪応援会議に提出するものとする。労働負担軽減経営体実施状況報告書の提出を受けた楽酪応援会議は、速やかに事業実施主体に提出するものとする。
- 2 楽酪応援会議は、別記様式11号により、事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月30日までに、事業実施主体に報告するものとする。
- 3 事業実施主体は、2の楽酪応援会議から事業実施状況の報告を受けた場合には、1の労働負担軽減経営体の実施状況の報告と併せて取りまとめ、別記様式

第 12 号により、労働負担軽減事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の 7 月 30 日までに、生産局長及び都道府県知事へ報告するものとする。

事業実施主体は、1 及び 2 の実施状況報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が困難と判断した場合は、当該楽酪応援会議及び当該労働負担軽減経営体に対して適切な措置を講ずるものとする。

- 4 生産局長は、3 の事業実施主体からの事業実施状況の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が困難と判断した場合には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

第 13 事業評価の報告

- 1 楽酪応援会議は、第 5 の 2 により設定した成果目標について、事業実施年度の翌年度について検証を行い、別記様式第 13 号の事業成果報告書により、事業実施年度の翌々年度の 6 月 30 日までに、事業実施主体に報告するものとする。

- 2 事業実施主体は、1 の楽酪応援会議の事業評価の報告を取りまとめ、事業実施年の翌々年度の 7 月 30 日までに、生産局長及び都道府県知事へ報告するものとする。

- 3 生産局長は、2 の事業実施主体からの事業評価の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標を達成していないと判断した場合は、事業実施主体に対し、必要な指導を行う。

第 14 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、生産局長の指導の下、都道府県、楽酪応援会議、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 2 リース事業者及び労働負担軽減経営体は、事業実施主体の指導の下、都道府県、楽酪応援会議、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第 15 調査及び報告

- 1 楽酪応援会議は、第 6 の 5 の (3) のアにより確認した機械装置の利用状況について、事業実施主体に対し、第 12 の 2 の事業実施状況報告書の報告時に併せて報告するものとする。

- 2 生産局長は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、楽酪応援会議、リース事業者等に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

- 3 事業実施主体及び都道府県は、楽酪応援会議、リース事業者及び労働負担軽減経営体に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

第 16 消費税及び地方消費税の取扱

- 1 事業実施主体は、補助金の交付に当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規

定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して交付するものとする。ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 事業実施主体は、1のただし書による楽酪応援会議からの事業実績の報告は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告を受けるものとする。

3 事業実施主体は、1のただし書による楽酪応援会議から実績報告書の提出を受けた後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに提出させるとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、返還させなければならない。なお、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、事業実施年度の翌年度の6月末までに、報告を受けるものとする。

第17 帳簿等の整備保管等

事業実施主体及び楽酪応援会議は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

別表1（第1及び第4関係）

補助対象機械装置	
機械装置の区分	仕 様 等
搾乳関係機械装置	搾乳ロボット、ミルキングパーラー、搾乳ユニット搬送レール
飼料給与関係機械装置	自動給餌機、哺乳ロボット、餌寄せロボット
家畜飼養管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置

（注意）

- 1 補助対象機械装置には、汎用性のある運搬車両等は含まないものとする。
- 2 汎用性のある運搬車両等を動力源とする機械装置は補助対象とはしない。
- 3 本表のほか、事業実施主体が特に認めた機械装置についても補助対象とすることができる。その際、事業実施主体が設置する畜産施設機械の専門家が参加する委員会の意見を聴くものとする。
- 4 補助対象機械装置の導入は、利用規模や労働時間の削減に即した適正な機械装置の選定をするものとする。
- 5 その他、上記の機械装置の設置に必要なとなる簡易な資材を対象に含むことができるものとする。

別表2（第1及び第7関係）

事業名	補助対象経費	補助率等
1 楽酪応援会議推進事業	会議の開催、先進地事例等調査、労働時間削減に向けた取組の実証に必要な経費	定額、機械装置導入事業に係る事業費の1割又は3,000千円のいずれか低い額を上限とする。
2 機械装置導入事業	労働負担軽減経営体による機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	2分の1以内、かつ1経営体当たり30,000千円を上限とする。
3 全国推進指導事業	事業実施主体が1及び2の事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等に必要な経費	定額

別表3（第1及び第7関係）

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3者以上。該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代に係る経費	
	借上費	事業を実施するために直接必要な事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献に掛かる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なHP作成のためのサーバ利用等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品に係る経費 ・短期間（補助事業実施期）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3万円未満のものに限る。） ・CD-ROM等の記録媒体（3万円未満のものに限る。）	
	光熱水量	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料は除く。）	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接	

		必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50% 未満とすること。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

別添 費用対効果分析（第6関係）

第1 評価

実施要綱第6の生産局長が別に定める基準による評価については、次によりおこなうものとする。

第2 評価点数の算出式

$$\text{補助金申請額（円）} \div \text{削減が期待される年間総労働時間（時間）} \\ \times \text{係数} \div 10,000$$

なお、削減が期待される年間総労働時間は、補助対象機械装置の導入により現在の搾乳方式、給餌方式及び生産管理方式が変化する、搾乳牛1頭当たり作業時間と搾乳牛頭数の積から求められる差とする。

第3 削減が期待される年間労働時間の考え方

1 搾乳方式

	搾乳牛1頭当たり搾乳時間 (時間/頭・年)
バケット及びパイプライン方式	48
搾乳ユニット手動搬送方式	46
搾乳ユニット自動搬送方式	34
ミルクングパーラー方式	34
搾乳ロボット方式	7

2 給餌方式

(1) 搾乳牛

	搾乳牛1頭当たり給餌時間 (時間/頭・年)
人力による給餌方式	43
自動餌寄せ方式	40
自動給餌方式	14
自動給餌+自動餌寄せ方式	11

(2) 子牛（ほ乳）

	搾乳牛1頭当たりほ乳時間 (時間/頭・年)
人力によるほ乳方式	3
ほ乳ロボット方式	0

3 生産管理方式

	搾乳牛1頭当たり労働時間 (時間/頭・年)
人力による観察方式	1 4
発情発見装置の活用	1 2
分娩監視装置の活用	1 3

4 1から3については、実例を調査した資料を添付することにより、当該値に置き換えることができるものとする。

第4 係数

区分	項目	値
1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として(1)又は(2)に該当する経営 (1)主たる経営者が45歳未満 (2)主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者の確保	0.9
	② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施	0.95
2 乳用後継牛	① 自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営	0.9
	② ①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	0.95
3 その他	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	② 酪農従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	③ 地震・台風等により被災した経営	0.9
	④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	0.95
	⑤ 牛群検定に加入している経営	0.9
	⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	0.95
	⑦ その他、地域への貢献度が高い取組と事業実施主体が特に認めた取組に参加する経営	0.9